

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」に対する意見の概要とこれに対する考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	全体	<p>昨年6月に公表された「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（令和3年9月1日情報通信審議会）、及び「競争ルールの検証に関する報告書2021」（令和3年9月16日電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG）での提言等を踏まえ、本指針が改定されることに賛同する。</p> <p>問題となる行為の具体的な想定例が追加される等、本改定により独占禁止法及び電気通信事業法それぞれに関する基本的な考え方や問題行為等について事業者等の理解が更に深まることで、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争がより一層促進されると考える。（事業者）</p>	賛同の御意見として承ります。
2	Ⅱ－第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 3(1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 特定設備との接続に係る行為①（注6）	「接続に関連する費用」に含まれる費用について、昨今の市場環境やテクノロジー等の変化を踏まえ、「接続に際し提供されるSIMカード」の費用とある箇所が「接続に際し提供される特定事業者に係るプロフィールが記録されたSIM」の費用に改正され、対象がより明確化されることについて賛同する。（事業者）	賛同の御意見として承ります。
3	Ⅱ－第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分	本指針において、「接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない」ケースに関	御意見の前段については、賛同の御意見として承ります。

	<p>野 3(2) 電気通信事業法上問題となる行為 ウ 接続約款変更命令の対象となる場合</p>	<p>し、「特段の事情なく、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該利用者料金の設定事業者として定められていないときは、適正に定められていないと判断される」と明確化されることに賛同する。</p> <p>一方、着信課金系、第三者課金系及び情報料課金系等のサービスを提供しようとする際、その提供を制限させたり、サービス展開を萎縮させたりしないよう、当該条項については、個々のサービスの特性を踏まえ、柔軟に運用されることを要望する。(事業者)</p>	<p>御意見の後段については、御意見にあるようなサービスを提供する場合であっても、利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該利用者料金の設定事業者として定められていれば、利用者料金の設定事業者の別が、本例括弧書の趣旨に基づき適正に定められていないとは判断されません。</p>
4	<p>Ⅱ－第3 電気通信役務の提供に関連する分野 3(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為 イ 電気通信事業法上問題となる行為(イ)②③</p>	<p>電気通信事業法上問題となる行為として、解約時に必要な情報を利用者が見つけづらくすることやオンライン手続について合理的な理由なく24時間受付としないことが明記されたことは、利用者利便を向上させることを通じたスイッチングの円滑化につながり、また公正な競争の促進にも資することから賛同する。</p> <p>一方で、オンライン手続について、受付時間の制限があることは利用者に不便を強いることから、その解消に向けた事業者における早期の自発的取り組みが促されるべきと考える。(事業者)</p>	<p>御意見の前段については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、本改定箇所は、事業者において、合理的な理由がない限り、全てのオンライン手続について少なくとも24時間の受付対応が求められることを示すものです。</p>
5	<p>Ⅱ－第3 電気通信役務の提供に関連する分野 3(2) セット提供等に係る行為</p>	<p><セット提供等に係る行為について></p> <p>追加された想定例は、電気通信事業法施行規則22条の2の16で定められている額の範囲であれば、「端末設備の供</p>	<p>電気通信事業法施行規則第22条の2の16は携帯電話サービス等の利用及び端末設備の購入等を条件とする場</p>

<p>ア 独占禁止法上問題となる行為②想定例</p>	<p>給に要する費用を著しく下回る水準」での値引きには該当しないと考えてよいのか、明確にしていきたい。</p> <p>本来、割引の表示方法は、景品表示法又は電気通信事業法により規制が課されるものと考えている。本想定例では表示内容についても言及されているが、もし割引の表示内容にかかわらず、独占禁止法において、端末設備の供給に要する費用を著しく下回る水準での割引を端末設備の販売のみを対象として行うことを、不公正な取引方法の一つとして禁止されている不当廉売として、独占禁止法上問題となる行為と定めるということであれば、その旨を明らかにしていきたい。</p> <p>また、割引の表示方法に言及するのであれば、これが不当廉売との関係で具体的にどのような観点で問題となる行為であるのかを明確にしていきたい。</p> <p>現在、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」及び「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、「大幅な端末値引き」の表示方法等についても議論されている。その議論にて明確になった、具体的な表示方法等の在り方を踏まえて、必要に応じて、本指針への追加の要否をご判断いただきたい。(事業者)</p>	<p>合の利益の提供に関する規定であり、本想定例は、端末設備のみの購入にも適用される端末購入サポートプログラムに係るものです。</p> <p>本想定例は、表示の内容を問題としたものではなく、令和3年6月に公表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」に記載したように、実際には端末購入サポートプログラムという端末設備のみの購入にも適用される値引きであるにもかかわらず、携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、事実上、携帯電話サービスの利用者のみを対象とする端末設備の値引きとして機能しているおそれがあるものの、端末購入サポートプログラムの本旨に鑑み、端末設備のみの提供として、供給に要する費用については、端末設備の供給に要する費用のみをみるという考え方を明らかにしたものです。</p>
----------------------------	---	--

			<p>以上の考え方及び御指摘を踏まえ、端末設備のみの提供の場合であることを明確にするため、想定例を修正しました。</p> <p>また、第3の3(2)ア②については、セット提供についての考え方を示し、その例を記載しているところ、今回の例も含まれるよう、上記②について所要の修正を行いました。</p>
6	<p>Ⅱ－第3 電気通信役務の提供に関連する分野 3(2) セット提供等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為②想定例</p>	<p>追加された想定例は、実質的にセット提供されている場合において、(実質的な)セット提供全体の価格を問題視するのではなく、セットの一部にすぎない端末設備のみでみた場合のいわば形式的な価格について費用を著しく下回る水準とすることを問題視するものであって、第3・3(2)ア②において「自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合において、…」と、セット対象の商品・役務を「合算した料金」について言及していることに照らして適切な例示となっていないものと考えられる。また、例示として不適切というだけでなく、理論上も、実質的にセット提供であるという評価がなされる前提なのであれば、不当廉売(または廉売型の私的独占)における価格</p>	<p>同上(No5と同じ)。</p>

		<p>要件は、セットの一部についての名目的な価格ではなく、セット全体での実質的な提供価格について判断されるべきではないかとも考えられる。このため、本想定例を追加することは、いずれの観点からも削除すること（新設しないこと）が適切であると考え。</p> <p>また、「自己の携帯電話サービスの提供を受けなくても端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させ（る）」行為というような、例示の本質ではなく、かつ、わかりづらい前提を記載することは、適切ではないと考える。また、その記載方法においても、あたかも「自己の携帯電話サービスの提供を受けなくても端末設備の割引を受けられる旨を積極的に周知しないこと」により、当然に「大半の利用者に端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させ（る）」ことと評価されるかのように記載している点においても（積極的な情報提供をしなければ常に利用者を誤解させるかのようにも読める記載となっておりますと、一般論としてはそのような経験則はないものと理解しています。）、適切とはいえないと考える。（弁護士）</p>	
7	Ⅱ－第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野	本指針において、独占禁止法上問題となる行為として示されている「市場において相対的に高いシェアを有する電気通	賛同の御意見として承ります。

	<p>3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為③</p>	<p>信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させること」(改定前本指針60頁)の想定例として、「市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、新規参入する移動体電気通信事業者の電気通信役務には対応しないことを条件とすること」が追加されることについて、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の一層の促進に資することから、賛同する。(事業者)</p>	
<p>8</p>	<p>Ⅱ－第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為③及び想定例</p>	<p><電気通信設備の競争事業者の電気通信役務への適合性について> 競争事業者の電気通信役務への「適合」の範囲を、例えば「周波数の仕様」等、具体的にすべきと考える。 加えて、競争事業者の電気通信役務への「適合」について、意図せず適合しない電気通信設備を製造するおそれもあることから、例えば「電気通信事業者が指示することにより、競争事業者の電気通信役務に適合しないような電気通信設備」等、追記する必要があると考える。 また、想定例の「新規参入する移動体電気通信事業者の電気通信役務には対応しないこと」における、「対応」の範囲を、例えば「電気通信役務を利用するために必要な周波数帯に適合しないこと」等、具体的にすべきと考える。 (修文案)</p>	<p>③の記載については、周波数の仕様に限らず、電気通信役務全般を想定しているため、原案のとおりといたしますが、御指摘を踏まえ、想定例については、競争事業者の電気通信役務に対応しないことの具体例を追記しました。 また、競争事業者の電気通信役務に適合しない電気通信設備を製造させることが独占禁止法上問題となるかについては、意図なども踏まえ、個別に判断することとなるため、原案のとおりといたします。</p>

		<p>③ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させること（<u>電気通信事業者が指示することにより、競争事業者の電気通信役務に周波数の仕様等が適合しないような電気通信設備を製造させることを含む。</u>）、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと、競争事業者等の顧客への電気通信設備の販売時期を遅らせるように指示すること又は競争事業者等への電気通信設備の販売量を一定量以下とすることを指示することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）。</p> <p><想定例></p> <p>（中略）</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、新規参入する移動体電気通信事業者の電気通信役務を利用するために必要な周波数の仕様等が適合しないことには対応しないことを条件とすること。（事業者）</p>	
9	<p>Ⅱ－第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>3(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 電気通信設備の製造に関連する分野にお</p>	<p>「市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の製造業者に対して、競争事業者に当該端末設備を供給しないよう指示すること。」の記載について、一般的な商取引としてあり得る端末の独占販売に関する制限とも読み取れる懸</p>	<p>事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、事業者が価格、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引</p>

	ける行為③想定例	<p>念があるが、端末の独占販売は、電気通信事業者と電気通信設備の製造業者（端末メーカー等）との合意内容が、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるものでなければ、直ちに独占禁止法上問題となる行為ではない認識である。（事業者）</p>	<p>し、又はある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではありません。</p> <p>ただし、市場において高いシェアを有する電気通信事業者が、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の製造業者に対して、競争事業者に当該端末設備を供給しないよう指示し、競争事業者の事業活動を困難させる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。</p>
10	<p>Ⅱ－第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 3(1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為(ア)③及び想定例</p>	<p>モバイルコンテンツが「商品・サービス」に含まれる旨確認したい。</p> <p>競合する事業者の商品・サービスの取扱いを一律に禁止することは「合理的な理由」に当たらない旨を確認したい。</p> <p>高額な申請手数料を必要とするなど、実質的にみて商品・サービスの取扱いを行わせないようにする行為は、「合理的な理由なく商品・サービスの提供を「禁止する」といえ許されない旨確認したい。</p> <p>また、追加された想定例につき、以下の通り修文されたい（下線部を追加）。</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、商品・サービス</p>	<p>モバイルコンテンツは「商品・サービス」に含まれます。</p> <p>商品・サービスの安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品・サービスの適切な販売のための合理的な理由に当たるかについては、個別の事案ごとに判断します。</p> <p>また、どのような場合に、自己又は自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制したかについては、明示的又は黙示的であるかにかかわらず、個別の事案ごとに判</p>

		<p>の安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品・サービスの適切な販売のための合理的な理由がないにもかかわらず、自己又は自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを明示的又は販売業者が実質的にみておよそ利益を受けることができなくなるような仕組みを用いることなどにより黙示的に強制し、他の事業者が提供する同様の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること。(団体)</p>	<p>断しますので、原案のとおりといたします。</p>
11	<p>Ⅱ－第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 3(1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 (イ) 想定例</p>	<p>「端末設備の販売業者に対して、サービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、契約変更に関し、端末設備の販売業者と十分に協議することなく、～」の記載について、「サービス」の定義が不明確であるため、「端末設備の販売業者による受託業務」等、定義を明確にしていきたい。(事業者)</p>	<p>御指摘を踏まえ、サービスの内容を明確にするよう修正しました。</p>
12	—	<p>令和3年6月10日に公正取引委員会より公表された「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」においては、「端末メーカーは、新たにMNOとして参入した通信事業者が参入後に他のMNOと同等に事業活動を行える環境を整備する観点から新規参入したMNOの周波数帯等にも対応する携帯電話端末を製造することが競争政策上望ましい。」(42頁)と示されていることから、電気通信の健全な発達及び利用者の利益の確保のため、通信事業者だけでなく、一定以上の販売シェアを有する端末メーカーにお</p>	<p>御指摘の点については、総務省の「競争ルールの検証に関するWG」において、携帯端末の対応周波数等の課題について現在議論されていることから、引き続き関連の状況を注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>

		いても、周波数帯域やデータ通信・音声通信機能等についてすべてのMNOへ対応するよう、義務付けるべきであると考え る。(事業者)	
--	--	--	--

※このほか、今回の意見募集の内容と直接関係がない公正取引委員会、総務省の施策等に関する意見・要望等が複数寄せられました。